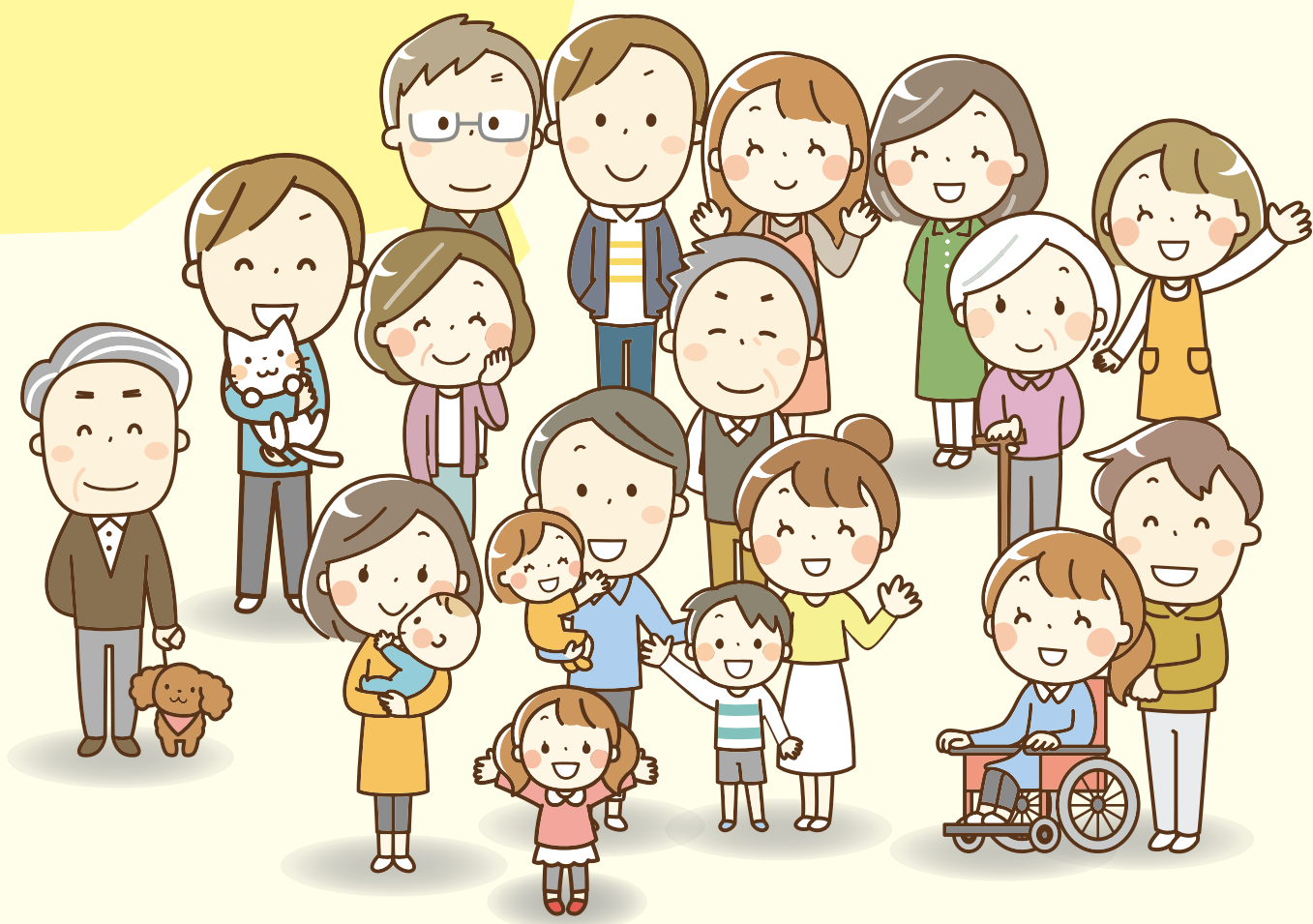


小千谷市 こども計画

概要版



令和7年3月

小千谷市

計画策定の背景と趣旨

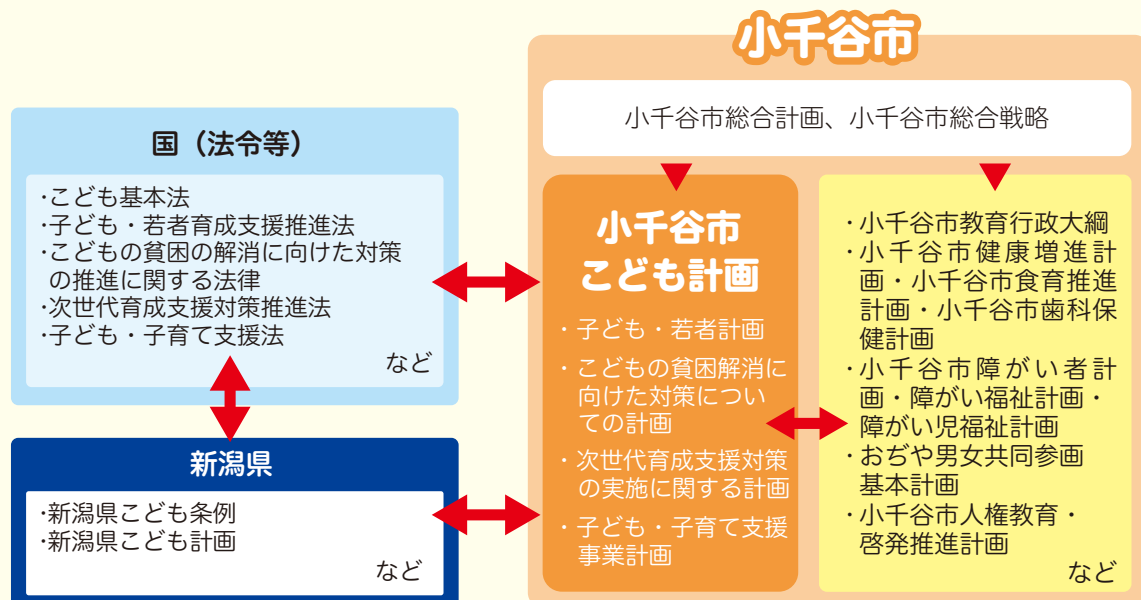
国は、こども施策の基本理念や基本事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年に「こども基本法」を制定し、同年12月には、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。市町村は「こども基本法」に基づき「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされています。

本市においても「こども大綱」の理念に基づき、「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するために「小千谷市こども計画」を策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方や成果を継承するとともに、「こども基本法」第10条の規定により、「市町村子ども・若者計画」及び「市町村こどもの貧困解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定するものです。

また、本市全体のこども施策を総合的に進めるため、上位計画である「小千谷市総合計画」をはじめ、その他関連計画との整合、連携を図ります。



図表 1 策定の根拠法令と他計画との関係

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

本計画の対象である「こども」「若者」について

こども基本法は、社会全体でこども施策に取り組み、総合的に推進することとしており、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定めています。

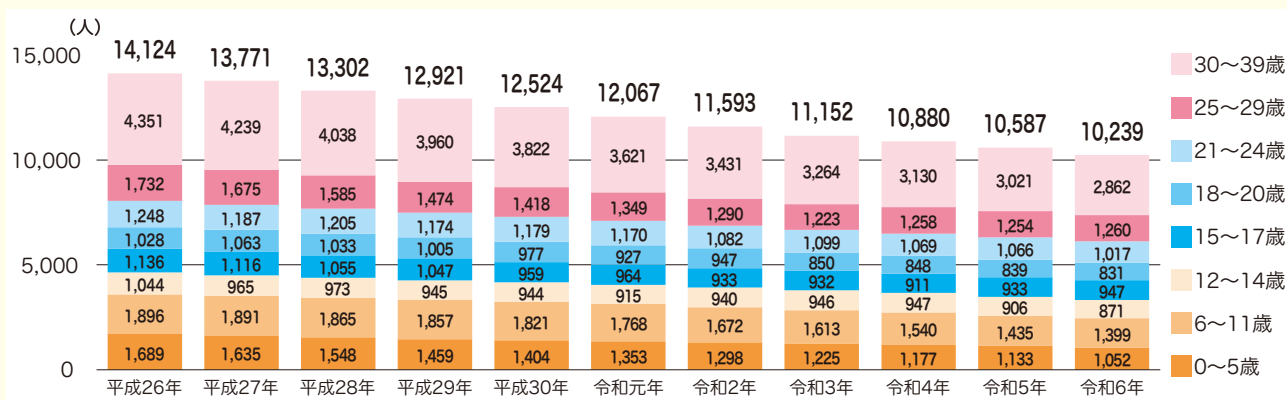
これを踏まえ、本計画では18歳未満までの者を「こども」、思春期（15歳程度）以上の者を「若者」、両者をあわせて指す場合は「こども・若者」とします。



図表2 「こども」「若者」のイメージ

人口動態

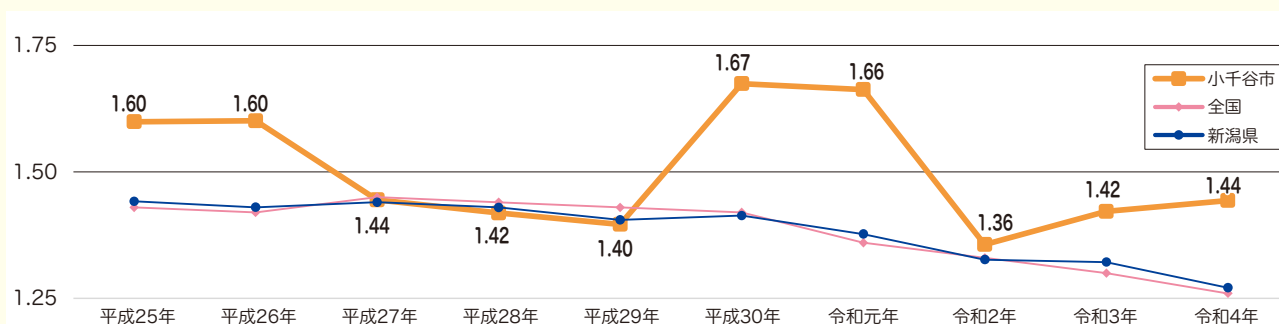
本市の0歳～39歳の人口は、平成26年の14,124人から令和6年には10,239人と減少が続いています。



図表3 0歳～39歳人口の推移 出典：住民基本台帳（各年4月1日）

合計特殊出生率は、平成30年は1.67でしたが、令和4年には1.44となっています。

国、新潟県と比較すると、平成28年、平成29年は下回ったものの、平成30年以降は上回っています。



図表4 合計特殊出生率の推移 出典：新潟県福祉保健年報

基本理念

本市では、すべてのこどもが、子育て当事者や地域の人々などの愛情により育まれ、ひとりの人間として日々笑顔で成長する環境づくりを目指しています。また、すべての子育て当事者が喜びを感じながら、安心して子育てできるよう、行政や地域社会全体で支援します。

このことを踏まえ、本計画の基本理念を以下の通りとします。

**すべてのこどもが健やかで自分らしくかがやき
笑顔あふれるまち おぢや**

基本方針

基本理念及びこども大綱を念頭に、本計画の基本方針を下記のとおり設定します。

- (1) こども・若者、子育て当事者の権利と視点を尊重し、施策を実行します。
- (2) こども・若者を誰一人取り残さず、切れ目のない支援を行います。
- (3) 地域全体で健やかな成育環境を保ち、こども・若者の活躍を支援します。

施策体系

基本理念

すべてのこどもが健やかで自分らしくかがやき 笑顔あふれるまち おぢや

基本方針

(1) (2) (3)
こども・若者、子育て当事者の権利と視点を尊重し、施策を実行します。
地域全体で健やかな成育環境を保ち、こども・若者の活躍を支援します。
こども・若者を誰一人取り残さず、切れ目のない支援を行います。

重要事項

成長過程を通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 配慮が必要なこども・若者への支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

成長過程別の重要事項

- こどもの誕生前から乳幼児期まで
- 学童期・思春期
- 青年期

子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

方向性

成果指標

基本理念の達成状況を評価するために、成果指標を設定します。なお、次回の子育て支援ニーズ調査等は令和10年度の実施を予定しているため、成果指標に対する達成度は令和10年度に測定します。

	指標名	基準値	目標値	出典
全体	安心して子どもを産み育てられるよう「子育て環境の充実」に対する達	30.2% (令和6年度)	35.0% (令和11年度)	市民意向調査
子ども	「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	61.9% (令和5年度)	67.0% (令和10年度)	生活実態調査 (こども本人票)
	「自分の親(保護者)から愛されていると思う」こどもの割合	88.9% (令和5年度)	89.0% (令和10年度)	生活実態調査 (こども本人票)
	「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」と思うこども	80.9% (令和5年度)	81.0% (令和10年度)	生活実態調査 (こども本人票)
若者	「自分のことが好きだ」と思う若者の割合	56.3% (令和5年度)	61.0% (令和10年度)	子ども・ 若者調査
	「自分が友だちや親など周りの人の役に立っている」と思う若者の割合	60.0% (令和5年度)	61.0% (令和10年度)	子ども・ 若者調査
	「将来に不安を感じている」若者の割合	71.5% (令和5年度)	減少 (令和10年度)	子ども・ 若者調査
子育て 当事者	生活困難度(貧困層の割合)	8.1% (令和5年度)	減少 (令和10年度)	生活実態調査 (保護者票)
	「自分は価値のある人間だと思う」子育て当事者の割合	58.7% (令和5年度)	63.0% (令和10年度)	生活実態調査 (保護者票)
	「自分には良いところがある」と思う子育て当事者の割合	74.1% (令和5年度)	増加 (令和10年度)	生活実態調査 (保護者票)
	「自分は社会や人の役に立っている」と思う子育て当事者の割合	69.1% (令和5年度)	増加 (令和10年度)	生活実態調査 (保護者票)

※こども大綱に示された目標や内閣府等が実施した類似調査結果等を踏まえて、目標値を設定しています。内閣府等の調査結果よりも、本市の基準値が高い場合は同程度を維持します。類似調査結果がない場合は、方向性を示しました。

施策の展開

1. 成長過程を通じた重要事項

①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- 市民や市内の事業所などに対して、こども・若者の権利について広報・啓発をし、こども・若者、子育て当事者にやさしいまちの実現に向けた市全体の意識づくりを推進します。
- 学校教育を通じて、こどもに対して、自身が権利の主体であることを伝えていきます。

主な取組

- 第2次小千谷市人権教育・啓発推進計画に基づく人権啓発事業
- 学校教育における人権教育の推進

②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- こどもが活躍の幅を広げるための教育や機会を提供するとともに、男女共同参画の推進や性の多様性に関する知識を啓発します。
- こどもまんなかまちづくりに向けて、地域の住民や学校、関係団体等と連携し、各種活動等を推進します。

主な取組

- 第5次おぢや男女共同参画プランに基づく男女共同参画事業
- 特色ある教育活動（おりなす教育）
- 子どもの遊び場作り支援事業（地域子育て創生事業）

③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- こども・若者が適切な意思決定や行動選択ができるよう、健康や性に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援や各種相談対応、情報提供を行います。

主な取組

- 学童思春期保健連絡会
- 障がい福祉サービス事業等、障がい者（児）相談支援事業

④配慮が必要なこども・若者への支援

- こども家庭センターを中心とした必要な支援につなげる体制を構築します。
- 養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭、貧困状態にあるこどもやヤングケアラーとその世帯を早期に発見し、支援につなげます。
- 障がい児のいる家庭の経済的負担軽減を図ります。

主な取組

- こども家庭センターの設置による相談窓口の確保
- 障がい児通所支援事業・障がい者相談支援事業

⑤こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

	主な取組
○学校での授業を通じて自殺予防に取り組みます。	
○こどもの安全を確保し、こどもがすこやかに育つことができる環境をつくれます。	●学校での自殺予防教育の実施 ●地域の見守り事業

2. 成長過程別の重要事項

①こどもの誕生前から幼児期まで

	主な取組
○妊娠期からの切れ目のない支援を実現させるため、産前産後における妊産婦等への支援内容を充実させるとともに、地域全体でこどもを育てる支援環境を整備し、事業の周知に努めます。	●不妊不育治療費助成事業 ●産後ケア事業 ●わんパーク相談事業 ●乳児等通園支援事業

②学童期・思春期

	主な取組
○こどもの生きる力を育むために、学校・家庭・地域が一体となって学校教育や社会教育に取り組みます。	
○放課後児童クラブなど、こどもたちの状況に応じた安全な居場所づくりに努めます。	
○こどもの社会的・職業的自立に必要な能力、情報を正しく収集し、活用・発信する力を育みます。	
○学校生活に不安や悩みを抱えているこどもの状況に応じた支援を行います。	●学校における道徳教育の推進 ●多様な学びの場の確保に向けた取組 ●放課後児童クラブ ●おぢやしごと未来塾 ●教育相談員配置

③青年期

	主な取組
○高等教育機関への就学支援や就労支援を行い、夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を促します。	
○結婚を希望する若者に対する支援を行います。	
○悩みや不安を抱える若者やその家族の早期解決につながるよう、相談支援を充実します。	●小千谷奨学会による奨学金貸与 ●長岡地域若者サポートステーションにおける支援 ●ときめきめぐりあい推進事業 ●ひきこもり当事者の居場所開設

3. 子育て当事者への支援に関する重要事項

①子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○子育てや教育に関する経済的負担を軽減します。	主な取組
	●子ども医療費助成

②地域子育て支援、家庭教育支援

○平日の定期的な教育・保育事業の利用意向に対応できるような体制整備を行います。 ○子育て当事者の孤立化を防ぎ、家庭だけでなく、地域で子育てを支援できる体制の充実を図ります。	主な取組
	●乳児保育事業
	●ファミリー・サポート・センター事業
	●一時預かり事業

③共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○男女共に働きやすく、仕事と家庭の両立ができるよう職場環境の整備を行い、子育て支援の取組を進める企業を増加させるために支援します。	主な取組
	●（仮称）男女共同参画推進企業認定奨励金

④ひとり親家庭への支援

○ひとり親世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援、経済的支援、養育費確保、就労支援等の最適な支援につなげるにより、ひとり親世帯の経済的自立や安定した生活の実現を図ります。	主な取組
	●保育サービス料金負担軽減事業

計画の推進体制

こども・若者支援にかかる様々な施策を円滑に実施していくために、健康・子育て応援課が中心となり庁内関係部署、関係機関、関連団体などと相互に連携・協力します。

また、市民をはじめ地域、団体、企業、学校、行政がそれぞれの役割の中で、その能力を最大限に発揮し、対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。

発行日 令和7年3月

発行者 小千谷市 健康・子育て応援課

住 所 〒947-0028 新潟県小千谷市城内4丁目1番38号

TEL 0258-83-3640

FAX 0258-82-8964